

大磯らしい豊かさを、
さらに。

総合計画とは（本編 P1）

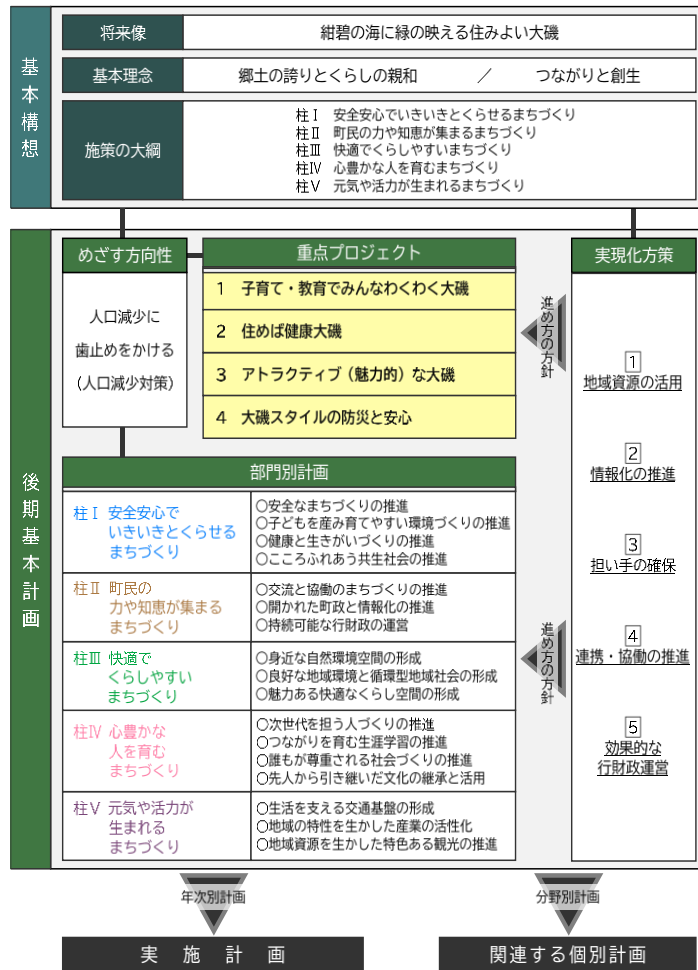
総合計画とは、長期的な展望のもと、自治体のめざすべき将来の姿と、それを実現するために必要となる様々な施策を定めた最上位計画です。

第五次総合計画の体系図と計画期間（本編 P1）

本町では、令和3年に「第五次総合計画」を策定し、めざすべき将来像と達成するための施策の指針を示す「基本構想」、それを具体化し、実現するため施策を示す「基本計画」、それぞれの施策を実現するため具体的な事業を示す「実施計画」を位置付けています。

基本構想の計画期間は10年間(令和3年度～令和12年度)であり、基本計画は前半の5年を「前期基本計画」、後半の5年を「後期基本計画」としています。また、実施計画は、3年後を見通しながら毎年策定をして各事業を精査しています。

今回は、後半の5年間(令和8年度～令和12年度)を計画期間とする新たな計画「後期基本計画」を策定しました。

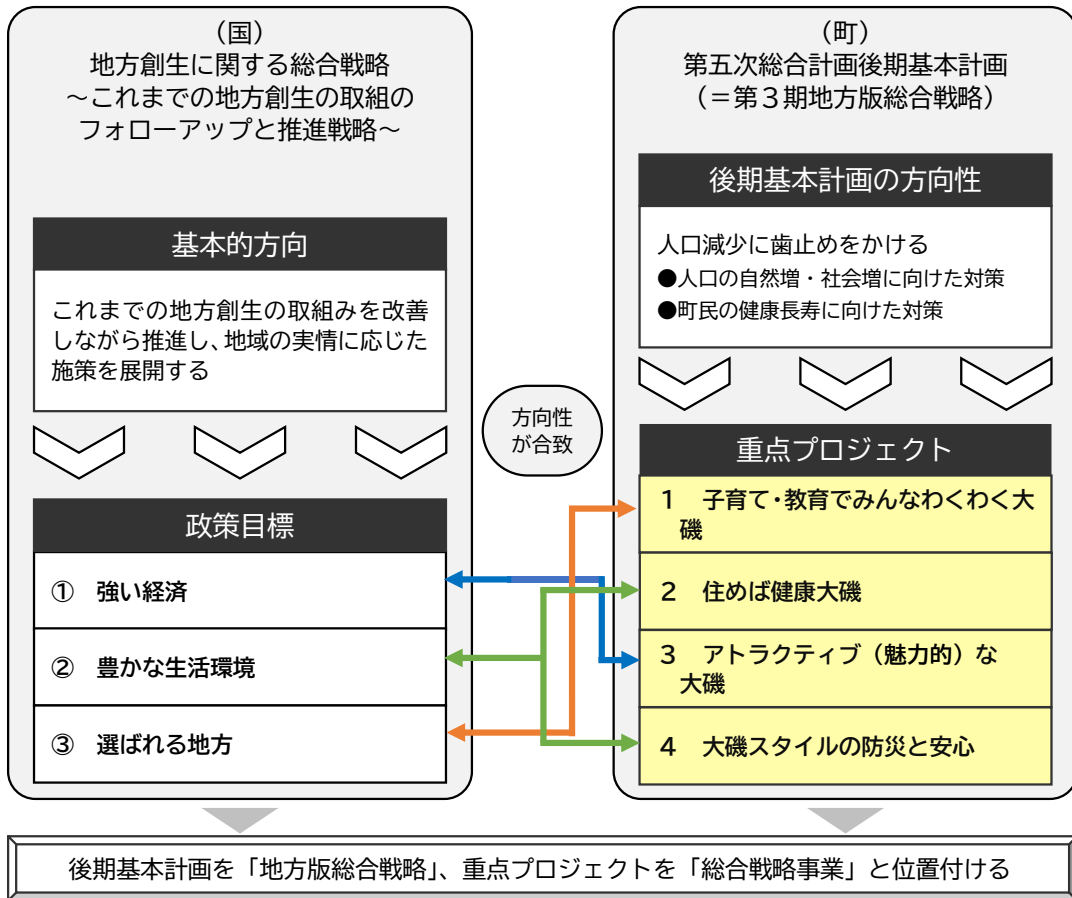


【第五次総合計画の期間】

西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030		
令和	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
基本構想	基本構想(10年間)											
基本計画	前期基本計画(5年間)					後期基本計画(5年間)						
実施計画	実施計画(3年間)			実施計画(3年間)			実施計画(3年間)			実施計画(3年間)		

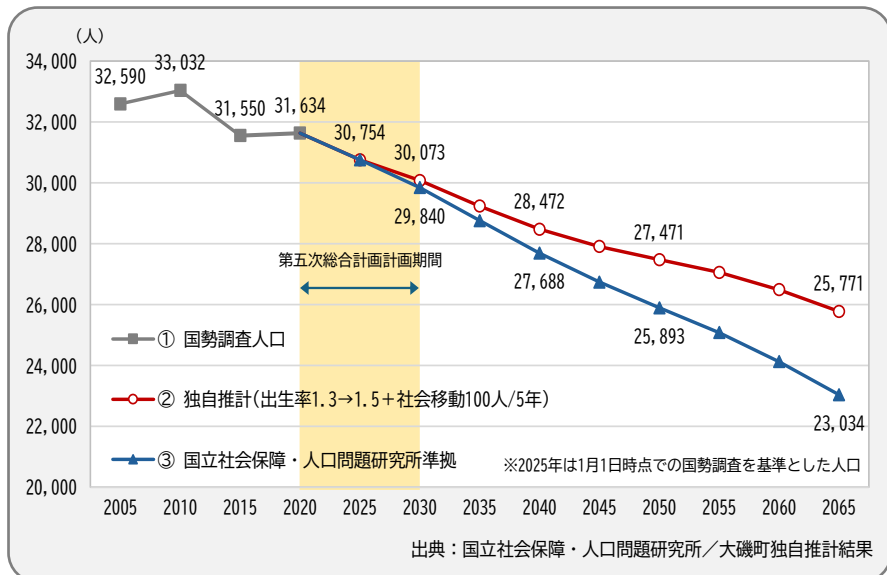
総合戦略との関係（本編 P20）

国の「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」の基本的方向に対する政策目標と、大磯町第五次総合計画後期基本計画の重点プロジェクトの方向性と合致させることで、後期基本計画を「第3期地方版総合戦略」を兼ねるものとし、課題解決に向けて重点的に推進する取組みを示す重点プロジェクトを「総合戦略事業」として位置付けます。

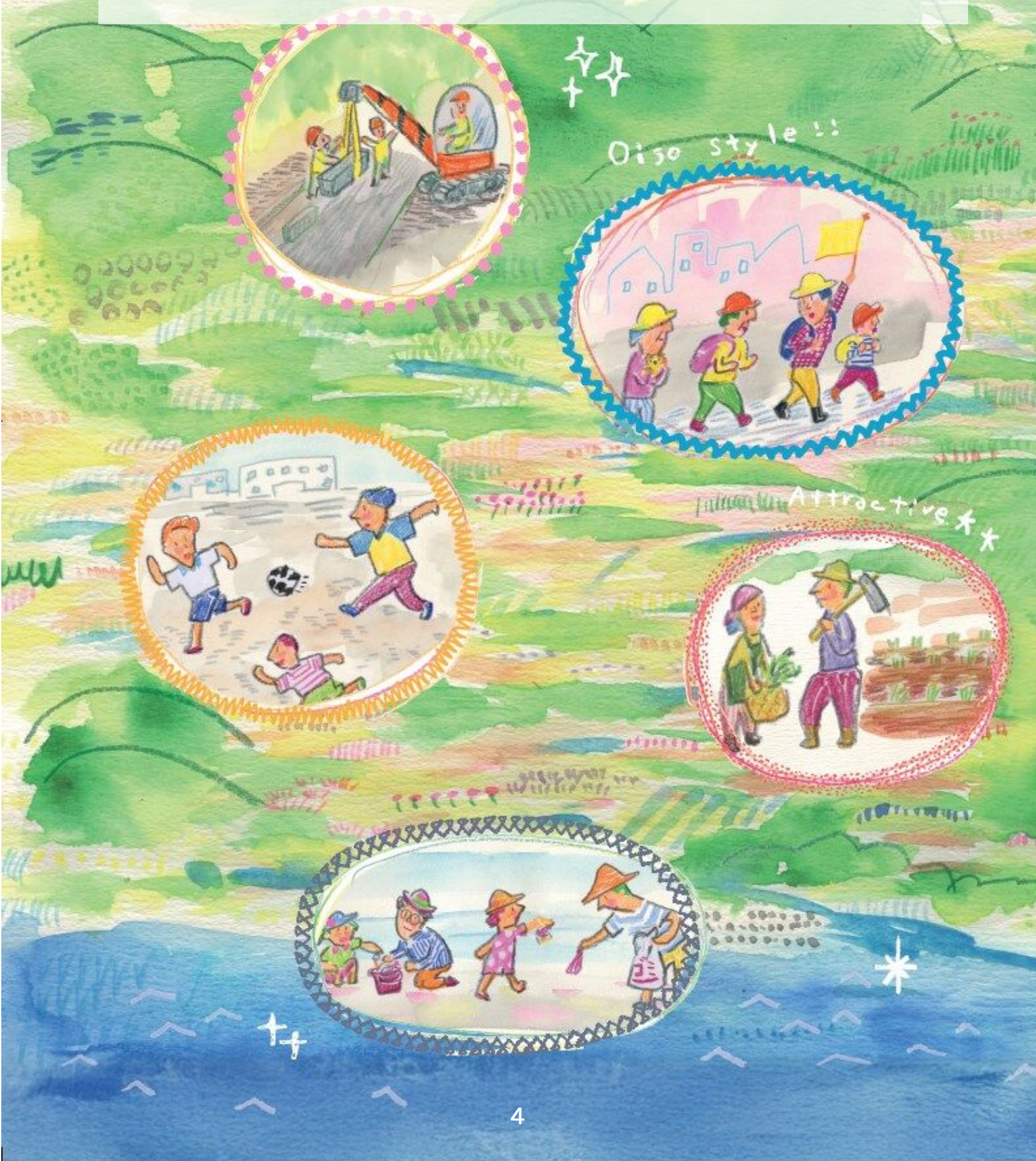


将来目標人口（本編 P4、P102～105）

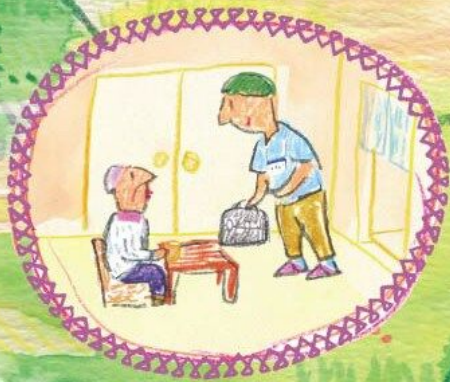
本町では、人口減少の進行を抑制することを基本に、各施策を積極的に推進することにより、第五次総合計画の目標年次である2030年度（令和12年度）の目標人口を3万人としています。



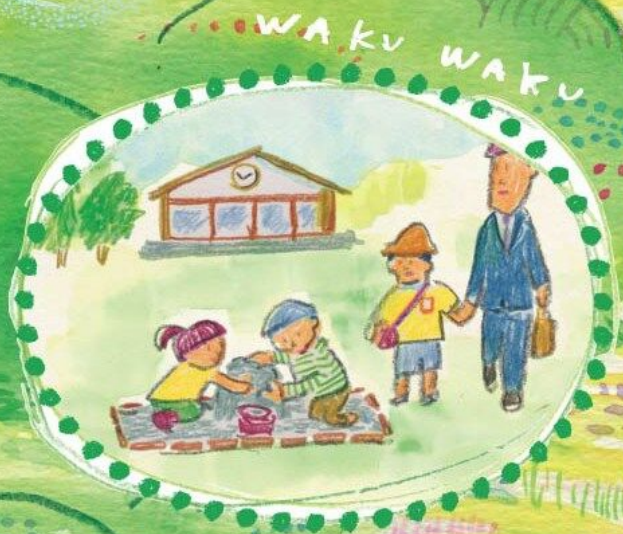
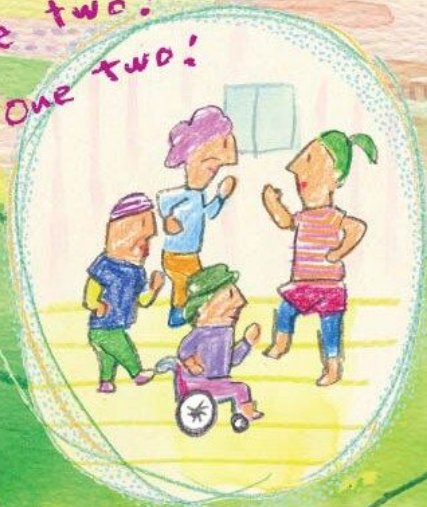
後期基本計画では、「人口減少に歯止めをかける」ことをめざす方向性とし、財源の確保を図りつつ、人口の自然増・社会増に向けた対策と、町民の健康長寿に向けた対策の2つの視点を置き、急激に変化する社会に適応しながら、子育て・教育環境の向上、福祉・医療の充実、地域活性化、防災などに取り組んでいくことで、「住みよいまちづくり」をめざします。



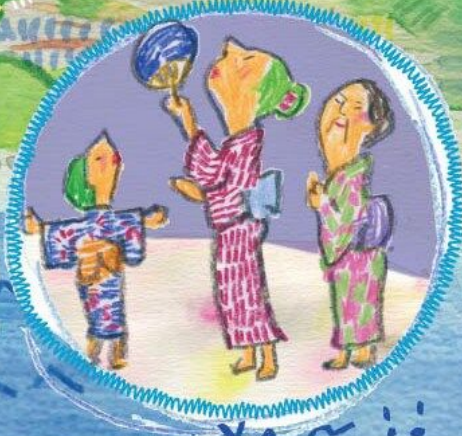
大磯らしい豊かさを、 さらに。



One two!
One two!



WAKU WAKU



重点プロジェクト（本編 P24～P31）

重点プロジェクトとは、戦略的に重要かつ優先度が高く、特に力を入れて推進していく政策として、「子育て・教育」、「福祉・健康」、「産業・観光・環境保全」、「防災・地域交通」の4つの視点からプロジェクトを構成し、お互いに連動（ポリシーミックス）させながら相乗効果（シナジー）を高め、好循環を生み出すことで課題解決に取り組みます。



■重点プロジェクト1

子育て・教育で みんなわくわく大磯



社会全体でこどもが育ち、子育てしやすい環境づくりを進めます。

実施項目①

こども・若者の育ちを社会全体で支える仕組みづくり

実施項目②

子育てに優しく、魅力ある保育・幼児教育への環境づくり

実施項目③

わくわくするような大磯教育の推進

■重点プロジェクト2

住めば健康大磯



町民一人ひとりが健康を意識し、いきいきとくらす地域社会をつくれます。

実施項目①

主体的な健康づくり活動の支援

実施項目②

包括的な支援体制の整備

実施項目③

生涯健康に向けた保健・医療の推進

■重点プロジェクト3

アトラクティブ(魅力的)な大磯



地域資源を活用しながら、魅力を発信し、人が集まる大磯をめざします。

実施項目①

地域に賑わいを創る大磯らしい観光振興

実施項目②

意欲的な人が集まり、元気で活気のある地域産業

実施項目③

みんなの想いから実現する“人と自然が共生するまち”

■重点プロジェクト4

大磯スタイルの防災と安心



生活の基盤を支え、安全で安心して過ごすことのできる地域をつくります。

実施項目①

みんなで高める地域防災力の向上

実施項目②

災害に強い防災基盤の強化

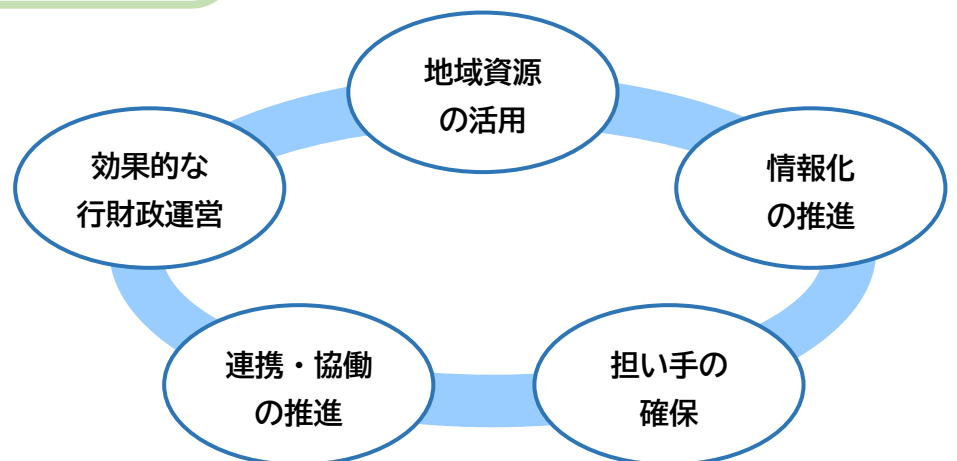
実施項目③

誰もが快適に利用できる地域公共交通

実現化方策 (本編 P96~P99)

後期基本計画では、まちの将来像を実現していくための推進方針として、5つの実現化方策を設定します。

この5つの実現化方策は、後期基本計画を推進していくために必要な共通基盤であり、原動力となります。





大磯町第五次総合計画基本構想・後期基本計画 **概要版**

令和8年3月

発行・編集 大磯町 政策総務部 政策課

〒255-8555 神奈川県中郡大磯町東小磯183

Tel.0463-61-4100 Fax.0463-61-1991

制作 (株)地域計画建築研究所 表紙イラスト オダギリミホ

UD FONT

ユニバーサルデザインフォントを
使用しています。